

県社協のひびば

子どもの未来を託す

「三十回目を迎えた「新任保育士激励会」

去る四月十二日、県社会福祉会館（横浜市神奈川区）において、本会保育協議会の主催により、「第三十回新任保育士激励会」を開催しました。

保育士が
自覚と誇り
をもって子
どもや保護
者に接する
ことができ
るようにと、
県内の保育
関係者の協
力を得て開
催している
激励会も今
年で三十回
目。内容は、

①式典、②先輩保育士・園長による実践活動報告、③パネルシアター・ハーモニカ演奏などのアトラクションの順で行い、参加者は二百五十九名に上り、記念すべき今回は、十名を超える男性保育士の参加もありました。
式典には、県児童福祉課から飯田篤史課長代理、県保育会から富田英雄会長、横浜市公立保育士会から石橋陽子会長（県内保育士代



パネルシアターの1コマ。古宇田さんのリズムカルな動作や歌に参加者もすっかり魅了されていた

表)の三名を来賓として迎え、激励の言葉をいただきました。

「共にそだつよろこび」と題した実践活動報告では、ちとせ保育園の阿部美由紀さんが「子どもたちを保育する上で、健康と笑顔、豊かな感性は欠かせません。失敗を恐れることなく頑張りましょう」と呼びかけると、玉川保育園・玉川乳児保育園園長の高橋君子さんからも「いつも、三つの気(やる気・根気・元気)を忘れずに挑戦し続け、実践で力をつけてください」と、立場は違っても保育に携わる一人として心がけたいポイントを親身になって伝えていたのが印象的でした。

(社会福祉事業課)

パネルシアター研究家の古宇田亮順さん、鶴田亘弘とハーモニカライナーズの皆さんによるアトラクションでは、会場も大いに盛り上がりました。参加者は、日頃の保育にも応用できるような歌遊びや数遊び、指遊びを織り交ぜながら場面を展開するおもしろさに夢中になったり、大きさや音域の異なるハーモニカの音色に聴き入ったりしていました。
最後に、ハーモニカの演奏で、保育の歌である「花のおさなご」を合唱し、参加者はこれからの保育士としての生活に気持ちを新たにしていきました。

「離職者支援資金」の貸付条件が変更されました

景気低迷の中、失業したことにより生計の維持が困難になった世帯に対し、市区町村社協が窓口となり、生活費の貸し付けを行っている「離職者支援資金」は、昨年より貸付を開始し、本年3月末で219世帯の方々が利用しております。

しかしながら、保証人の問題等で、資金利用の必要性があっても利用できないといった声が多かったことから、より利用しやすくなるよう、連帯保証人等の条件を次のとおり変更しました。

◇変更内容

- 従来2名必要としていた連帯保証人を1名に変更
*但し、借入総額が120万円以上の場合、住民税課税者、不動産所有者であれば1名となりますが、収入等から債権の保証を1人で負うことが難しい場合は、従来どおり2名必要となります。
- 新たに借り受ける方については、償還期間を据置期間経過後5年から7年に変更

◇離職者支援資金の概要

- 貸付対象
 - 生計中心者の失業により生計の維持が困難となった世帯
 - 生計中心者が就労することが可能で求職活動を行っていること
 - 生計中心者が就労することにより世帯の今後の生活の見通しが明らかなこと
 - 生計中心者が離職してから2年を超えていないこと
 - 生計中心者が雇用保険の一般求職者給付を受給していないこと
- 貸付内容
 - 【貸付限度額】 月額20万円以内(単身者は10万円以内)
 - 【貸付期間】 離職してから2年以内の間で12カ月以内
 - 【貸付利率】 年3%
 - 【貸付金の償還】 貸付期間終了後6カ月以内の据置期間(無利子)経過後、7年以内で償還
 - 【連帯保証人】 原則1名(上記*参照)

◇相談窓口

お住まいの各市区町村社協にお問い合わせください
(生活支援担当)